

岐阜県食品ロス削減推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1 岐阜県における食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するための重要な事項を協議することを目的として、岐阜県食品ロス削減推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 岐阜県食品ロス削減推進計画の改定に関すること
- (2) 岐阜県食品ロス削減推進計画に基づく施策の実施に関すること
- (3) その他食品ロス削減の推進のために必要な事項に関すること

(組織)

第3 協議会は、学識経験者、事業者、消費者・民間団体に属する役職員及び地方公共団体の職員等で組織する。

2 協議会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期等)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会議)

第5 協議会は、県が招集する。

(関係者の出席等)

第6 協議会において必要があると認めるときは、県は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7 協議会の事務局は、岐阜県環境エネルギー生活部県民生活課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。